入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（ＧＥＰＳ）で行う対象案件です。

令和７年１月14日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長　服部　真樹

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○①特機契第1068号　②特機契第1069号

③特機契第1070号　④特機契第1071号

⑤特機契第1072号

１　調達内容

(1)　品目分類番号　①,②,⑤16　③,④12，16

(2)　購入等件名及び数量

①LED灯器（Ⅱ型赤）32式ほか10点買入

②太陽電池装置Ｂ型（9.9W）19式ほか５点買入

③LED 照射灯用灯器（LPL-１　Ⅰ型）１式ほか

６点製造

④LED 回転型灯器（LRL-１　Ⅰ型）４式ほか３点製造

⑤蓄電池（MSE-50-12（長寿命））18 個ほか９点買入

(3)　調達案件及び仕様等　仕様書による。

(4)　履行期限

①,⑤令和７年９月 30 日

②令和７年８月 29 日

③,④令和７年 10 月 31 日

(5)　履行場所

①釧路海上保安部ほか 31 箇所

②宮城海上保安部ほか 20 箇所

③留萌海上保安部ほか 14 箇所

④千葉海上保安部ほか 10 箇所

⑤酒田海上保安部ほか 20 箇所

(6)　入札方法　総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の

10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7)　電子調達システムの利用　本案件は、電子調達システムで行う対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。その他詳細については、入札説明書による。

２　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、

①,②,⑤「物品の販売」　のＡ，Ｂ，Ｃ又はＤ等級

③,④「物品の製造」　のＡ，Ｂ，Ｃ又はＤ等級

に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4)　当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6)　電子調達システムによる場合は、電子認証（電子証明書）を取得していること。

(7)　競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和 5 年 3 月 31 日付

官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

３　入札書の提出場所等

(1)　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先　政府電子調達（ＧＥＰＳ）

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/　電子調達システムヘルプデスク　ＴＥＬ0570-014-889

(2)　入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　〒100－8976　東京都千代田区霞が関２－１－３　海上保安庁総務部政務課予算執行管理室　第二契約係　田中　拓真　電話 03－3591－6361　内線 2831

(3)　入札説明書の交付方法　仕様書等（入札説明書含む）の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyouta

tu.html

また、郵送により交付を希望する者はＡ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。)並びに重量200g に見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4)　電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

　令和 7 年 2 月 12 日　17 時 00 分

(5)　電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

　令和 7 年 3 月 11 日　17 時 00 分

(6)　開札の日時及び場所

　①令和 7 年 3 月 12 日　13 時 20 分

　②令和 7 年 3 月 12 日　13 時 40 分

　③令和 7 年 3 月 12 日　14 時 00 分

　④令和 7 年 3 月 12 日　14 時 20 分

　⑤令和 7 年 3 月 12 日　14 時 40 分

　　場所は海上保安庁入札室

４　その他

(1)　本調達案件は令和７年度の予算成立を条件とする。

(2)　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

(3)　入札保証金及び契約保証金　免除。

(4)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(5)　契約書作成の要否　要。

(6)　落札者の決定方法　予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7)　手続きにおける交渉の有無　無。

(8)　その他　詳細は、入札説明書による。

５ Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HATTORI Maki, Director General, Administration Department, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: ①, ②,⑤16　③,④12,16

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.:

①LED Lighting Apparatus(Type II Red) 32sets and other 10 items.

②Solar Photovoltaic Power Supply System Type B(9.9W)19 sets and other 5 items.

③Manufactured 1 sets of LED projector lamps and 6 items.

④ Manufactured 4 sets of LED revolving lamps(LRL-1 type Ⅰ)　and 3 items.

⑤ Lead-Acid Battery(MSE-50-12(Long life type)) 18 pieces and other 9 items.

(4) Fulfillment limit:

①,⑤30.September.2025

②29.August.2025.

③,④31.October.2025.

(5) Fulfilment place:

① Kushiro Coast Guard Office and other 31 places.

② Miyagi Coast Guard Office and other 20 places.

③Rumoi Coast Guard Office and other 14 places.

④Chiba Coast Guard Office and other 10 places.

⑤Sakata Coast Guard Office and other 20 places.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under

Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c)①,②,⑤ have Grade A to D level of in Sale of product

③, ④ have Grade A to D level of interest in Manufacture of product

in Kanto・Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022・2023・2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;

17:00,11.March.2025.

(8) Contact point for the notice: TANAKA Takuma, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department,Japan Coast Guard, 2-1-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976 Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入　札　説　明　書

（最低価格落札方式）

契約番号：特機契第　1068　号
契約件名：LED灯器（Ⅱ型赤）32式ほか10点買入

項目及び構成

１　契約担当官等
２　調達内容
３　競争参加資格
４　入札参加申込手続き
５　入札書及び関係書類の提出場所等
６　その他

別紙－１　入札書（海上保安庁様式）
様式－１　紙入札方式参加願
様式－２　紙契約方式承諾願
様式－３　確認書（電子入札参加申し込み用）
様式－４　電子証明書変更承諾申請書
様式－５　期間委任状
様式－６　都度委任状
別冊　契約書（案）
別冊　仕様書
別冊　仕様確認申請書

入　札　説　明　書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告　（令和７年１月14日付）　に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　服部　真樹

２　調達内容
⑴　契約件名
LED灯器（Ⅱ型赤）32式ほか10点買入
⑵　契約内容
仕様書のとおり
⑶　履行期限
令和7年9月30日
⑷　履行場所
釧路海上保安部ほか31箇所
⑸　仕様説明会の日時等
仕様説明会は実施しない。
なお、仕様内容について質疑等がある場合は,下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先
〒100-8976　東京都千代田区霞が関２－１－３
海上保安庁交通部整備課　嶋田
03-3591-6361　（内線6760）

⑹　入札方法
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第９９条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願いを提出して紙入札方式にかえるものとする。
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
①　入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
③　入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
⑺　入札保証金及び契約保証金　　免　除

３　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和4･5･6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の販売」のＡ，Ｂ，Ｃ又はＤ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記５⑵へ問い合わせること。

⑷　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

４　入札参加申込手続き

⑴　申込方法
入札参加希望者は、４（５）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式５）又は都度委任状（様式６）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について
ａ　入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
ｂ　電子入札においては、復代理は認めない。
ｃ　委任期間は当該年度内を限度とする。
ｄ　代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
ｅ　原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

⑵　電子調達システムによる証明書等の送信方法
　電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

⑶　ファイル圧縮方法の指定
　ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）

⑷　ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、１つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接５⑵の契約係担当者に手渡すこと。
　直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に５⑵にその旨を連絡すること。
　なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

⑸　証明書等の提出期限　　令和7年2月12日　　17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

〇電子調達システムにより入札参加する場合
・確認書（電子入札用）（電子調達システムにより提出）
・資格審査結果通知書（写）（電子調達システムにより提出）
・仕様確認申請書（提出先上記2（5））

〇紙入札により入札参加する場合
・紙入札方式参加願（紙入札用）（提出先下記5（2））
・資格審査結果通知書（写）（提出先下記5（2））
・仕様確認申請書（提出先上記2（5））

⑹　証明書等審査結果の通知
　４⑴により提出された証明書等の審査結果を、　令和7年2月20日 までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※　入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を５⑵へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html

５　入札書及び関係書類の提出場所等

⑴　入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
政府電子調達システム　　https://www.geps.go.jp/
電子調達システムヘルプデスク　　TEL　0570-014-889

⑵　入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先
東京都千代田区霞が関２－１－３
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係　田中　拓真
℡03-3591-6361　　内線 2831
jcg-yoshitsu_2keiyaku@gxb.mlit.go.jp

⑶　入札説明書（仕様書等添付）の交付期間
令和7年1月14日　から　令和7年2月12日　まで

⑷　入札書の提出期限
令和7年3月11日　17時00分

⑸　入札書の提出方法
①　電子調達システムによる場合
ア　入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
イ　入札書等の記載事項
ａ　契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
ｂ　入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
ｃ　入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。（電子認証書を取得している者であること。）

ウ　入札書等の提出
ａ　入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
ｂ　電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。

②　紙による入札の場合
ア　入札書の様式は、別紙－1によるものとする。
イ　入札書等の記載事項
ａ　契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
ｂ　入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
ｃ　入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
ｄ　入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載）しなければならない。
入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

e　受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社　代表取締役（社長）　○○　○○　代理
東京都千代田区霞ヶ関２－１－３
海保株式会社　東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長）○○　○○　印

ウ　入札書等の提出

a　入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。

b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ　郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等おいて当該信書物（同法第２条第３項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

⑹　入札の無効

①　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の１に該当する入札は無効とする。

ア　委任状が提出されていない代理人のした入札

イ　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

ウ　記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）

エ　金額を訂正した入札

オ　誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク　競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ　競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

②　電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式４）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

⑺　入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

⑻　開札の日時及び場所

日時：令和7年3月12日　　13時20分

場所：海上保安庁入札室

⑼　開札

①　電子調達システムによる場合

ア　開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ　開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

②　紙による場合

ア　開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ　開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6　その他

⑴　契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

⑵　入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

⑶　落札者の決定方法

①　本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書３の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とすることがある。

②　電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

ア　同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

イ　同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に 記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

ウ　同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

③　契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から７日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。

ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

⑷　契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）

①　競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。

②　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③　上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④　契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑤「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

⑸　電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

　電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする

　すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）

　変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

⑹　発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

　発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

　障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

⑺　支払条件は履行完了後、一括払いとする。

⑻　上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

　　https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html

⑼　入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

⑽　責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。

⑾　本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

別紙様式-1

入　札　書

一金

ただし　　LED灯器（Ⅱ型赤）32式ほか10点買入

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は２以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先１：

連絡先２：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。
2.金額は「アラビア」数字で記入する。

様式-1

紙入札方式参加願

１．発注件名　　LED灯器（Ⅱ型赤）32式ほか10点買入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

令和　年　月　日

資格審査登録番号(業者コード)
企業名称
企業郵便番号
企業住所
代表者氏名
代表者役職
電子くじ番号
（連絡先）
電話番号
メールアドレス

入札者
住　　所
企業名称
氏　　名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は２以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　殿

※１．入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。
２．電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の３桁の数字を記載する。

様式-2　　（　特機 1068　）

紙契約方式承諾願

１．件　名　　LED灯器（Ⅱ型赤）32式ほか10点買入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和　年　月　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は２以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

支出負担行為担当官
　海上保安庁総務部長　殿

（様　式-3）　一般競争入札方式

〇宛　　先：　海上保安庁　総務部政務課　予算執行管理室　契約係

確　認　書

件　名：LED灯器（Ⅱ型赤）32式ほか10点買入

本案件については、「**電子入札方式**」により参加します。

令和　　年　　月　　日

会 社 名 等
部　署　名
確　認　者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先1：
連絡先2：

※最下段の担当者連絡先等は押印の有無に限らず必ず記載すること。

電子入札方式により参加する方　は、本入札に使用する電子証明書の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー（SN）」、「ID」などの項目に続く
10数桁の数字・英字（例：14桁、16桁）

【取得者名】

（左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。）

＊今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

＊上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方　は、速やかに「**紙入札方式参加願**」を提出してください。

（担当者連絡先）
電話番号：
メールアドレス：

様式-4

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名:

2. 変更後の電子証明書番号

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　殿

上記については承諾します。

殿

令和　年　月　日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書（様式4）を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者（海上保安庁）は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式５

期　間　委　任　状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間　　年　月　日から

年　月　日まで

委任事項

年　月　日

委任者　住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。
（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

様式６

都　度　委　任　状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名:LED灯器（Ⅱ型赤）32式ほか10点買入 」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年　月　日

委任者　住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。
（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）:

担当者（会社名・部署名・氏名）:

連絡先1:

連絡先2:

令　和　7　年　度

特機契第1068号

物品売買契約書

物 品 売 買 契 約 書

１．　契　約　物　品　　LED 灯器（Ⅱ型赤）32 式ほか 10 点買入

２．　契　約　金　額　　金　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　金　円

内　　訳

品　　名	規　　格	単位	数　量	単　　価	合　　価	摘　　要
別紙内訳のとおり						

３．　納　入　期　限　　令和７年９月３０日

４．　納　入　場　所　　釧路海上保安部ほか 31 箇所

５．　契 約 保 証 金　　免除

上記物品の売買について、発注者　支出負担行為担当官　海上保安庁総務部長　服部　真樹　は、
受注者　　と、次の条件により売買契約を締結する。

（総　　則）
第１条　受注者は、別紙仕様書、図面又は備付見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期限までに、納入場所に納入するものとし、発注者は、これに対し、受注者に代金を支払うものとする。

（仕様書等の解釈）
第２条　物品に関する仕様書等について疑義を生じたときは、すべて発注者の解釈によるものとする。

（権利義務の譲渡等）
第３条　受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。
（１）　この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
（２）　この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

（設備等の調査）
第４条　発注者は、必要と認めるときは、職員を派遣し、受注者の設備、物品の製造過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。この場合において、受注者は、発注者又は当該職員の指示に従わなければならない。

（代理人等の変更）
第５条　発注者は、受注者の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、その事由を明示してその変更を求めることができる。

（物価変動等による契約金額の変更）
第６条　物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不適当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、契約金額を変更することができるものとする。
２　削除

（納入期限の変更等）
第７条　発注者は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。
２　前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

（納入の通知及び検査）
第８条　受注者は、物品を納入するときは、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。ただし、物品の納入場所が海上保安庁の所在地以外の場所（以下「隔地」という。）である場合は、この限りでない。
２　受注者は、前項ただし書の場合においては、納入のため物品を隔地の納入場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を納入場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

第９条　発注者は、前条第１項の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。
２　受注者は、納入場所が隔地である場合は、原料又は材料の配合、物品の性能等について検査を必要とする場合その他特別の事情がある場合には、発注者があらかじめ指示するところに従い、物品の納入又は発送前その他適当な時期に検査申請書をもって必要な検査を発注者に請求するものとし、発注者は、物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。
３　発注者は、前項の検査をした物品については、第１項の検査の一部を省略することがあるものとする。
４　発注者は、第１項及び第２項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、納入の通知又は検査の請求を受理した日（これらの日以降において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から１０日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。
５　発注者は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を受注者に通知するものとする。
６　受注者は、第２項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。
７　受注者は、隔地の納入場所に物品が到着したときは、物品の数量及び運送によって生じた事故の有無について、納入場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとし、又この提出した証明を認確することによって第１項の検査に代えるものとする。

８　物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずる変質、変形、消耗、破損等による損失は、受注者の負担とする。

（引渡物品の引渡）

第９条の２　発注者より受注者へ引渡す物品は、受注者からの納入物品受領後、評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、受注者は、直ちにこれを検査のうえ引き取るものとする。

２　前項の交換が終了した後において、発注者の引渡物品に本契約の内容に適合しないもの（契約不適合）を発見しても、受注者は、異論を申し立てないものとする。

（所有権の移転）

第１０条　物品の所有権は、次項の場合を除き、納入場所において、発注者が物品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、受注者から発注者に移るものとする。

２　隔地を納入場所とした物品の所有権は、納入場所において、前条第７項の責任者が同項の証明のための調査を終り、異状のないことを確認したときから、合格物品についてのみ受注者から発注者に移るものとする。

３　物品の性質上必要な容器、包装等は、発注者の所得とする。

（値引受領）

第１１条　発注者は、物品に多少不備な点があっても、契約した目的を達するうえに支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引きして、これを受領することがあるものとする。

（代品納入）

第１２条　受注者は、第９条の規定による検査に合格しない物品があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。

２　この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

（不合格品等の措置）

第１３条　受注者は、発注者から物品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく不合格又は過納の物品を引き取るものとする。

２　発注者は、前項の場合において、相当期間内に受注者が不合格又は過納の物品を引き取らないときは、受注者の負担において、当該物品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

（代金の支払）

第１４条　発注者は、受注者が物品の完納後提出する適法な支払請求書を受理した日から３０日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

２　削除

３　削除

４　発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

（遅延利息）

第１５条　発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

２　遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年２．５パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

３　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

４　発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前３項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

（納入期限の延伸）

第１６条　受注者は、納入期限までに物品を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可能期日を明示して、発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

２　発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

（遅滞金）

第１７条　前条第２項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品納入の日までの日数に応じ、当該納入物品の契約金額の年３パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の１０分の１を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

２　前項の遅滞日数の計算については、発注者が第８条第１項の納入の通知又は第９条第２項の検査の請求を受理した日（これらの日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときはその日）の翌日から検査終了の日（不合格品については、不合格通知の日）までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

（危険負担）

第１８条　物品の所有権が移転する以前に生じた物品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

（契約不適合責任）

第１９条　受注者は、物品の所有権移転後１年（物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後１年を経過する日まで間）以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（船舶の配属先の管区本部長を含む。）の請求により、同種の良品と引き換え、若しくは修理（物品の引取り、引渡期間を含め３０日以内に修理完了するものに限る。）をし、又は発注者の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

２　前項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後１年以上１年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

３　第１項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後１年以上１年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

（契約の解除）

第２０条　下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一　受注者から解約の申出があったとき。

二　受注者が納入期限までに物品を納入しないとき又は納入期限までに物品を納入する見込みがないことが明らかなとき。

三　物品が不合格となったとき。（納入期限前に物品が不合格となり納入期限内に合格品の納入の見込みがない場合を含む。）

四　この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき又はこれらの者が発注者の行う調査若しくは検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。

五　受注者が第３条の規定に違反したとき。

六　前各号のほか受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

七　受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

２　前項第一号から第六号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する１０分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第一号から第三号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

３　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７七号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団対策法第２条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

六　下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

七　受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

４　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第１項第一号から第三号までの場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第２１条　発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後３０日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

２　前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（相殺等）

第２２条　この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

２　前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において収得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の限期までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収得金、遅滞金又は違約金が１，０００円未満の場合は、この限りでない。

３　第１５条第２項及び第３項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第２項中「年２．５パーセント」とあるのは「年３パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第３項中「１００円」とあるのは「１円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第２３条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変

更があった場合には、変更後の契約金額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 5 四号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 4 五号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第一号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第２４条　この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

（秘密の保全）

第２５条　受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

以上契約を証するため、この証書２通を作成し、発注者受注者各１通を保有する。

令和　年　月　　日

住　　所　東京都千代田区霞が関２－１－３

発注者

氏　　名　支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長　服部　真樹

住　　所

受注者

氏　　名

交 整 仕 0715
令 和 6 年 12 月

LED 灯器(Ⅱ型赤)32 式ほか 10 点買入
仕様書

海上保安庁

1　総則

本仕様書は、海上保安庁（以下「当庁」という。）が調達するLED灯器について適用する。

2　品目、数量及び納入場所

別紙「納入内訳書」のとおり。

3　定格、各部の構成、各部の構造及び必要条件

交整仕L-1 LED灯器買入仕様書による。

4　検査

納入にあたっては、当庁検査職員の検査を受けること。

5　納入期限

別紙「納入内訳書」のとおり。

6　支払い

支払いは、すべての検査合格後一括払いとし、海上保安庁総務部長あて請求すること。

7　その他

(1) 受注者は、契約後速やかに「納入物品価格内訳書」を1部提出すること。

(2) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、当庁担当職員と協議しその指示に従うこと。

(3) 納品する物品の品目等については、「仕様確認申請書」を提出することとし、交通部整備課長の確認を受け、支出負担行為担当官の承認を得たものとする。

別紙

納入内訳書

管区	納入場所 ※		標識管理事務所 ※	標識名	LED灯器																						完成図書(CD版)	納期	備考
					本体																								
					数量（一式）	灯質	塗色	規格																					
								Ⅱ型赤	Ⅱ型緑	Ⅱ型白	Ⅲ型赤	Ⅲ型緑	Ⅲ型白	Ⅴ型赤	Ⅴ型緑	Ⅴ型白	高光度	取付具	ゴムパッキン	鳥よけ金物	ケーブルグランド	灯火監視ユニット	過充電防止装置	LED灯器用電源装置	GPS型同期点滅制御装置	灯ろう内設置	数量（一部）		
一	釧路(保)	北海道釧路市南浜町5-9	釧路(保)	昆布森港第三南防波堤灯台	1	Fl(2)R6s	赤				1							1	1	1	1							令和7年9月30日	
				床潭港西防波堤灯台	1	IsoR4s	赤				1							1	1	1	1							令和7年9月30日	
				釧路港東区北防波堤南灯台	1	Fl(2)G6s	白		1									1	1		1					○		令和7年9月30日	
				釧路港西区南防波堤西灯台	1	FlR3s	赤				1							1	1	1	2		1					令和7年9月30日	
				大樹港西防波堤灯台	1	IsoG4s	白					1						1	1	1	1							令和7年9月30日	
				音調津港東防波堤灯台	1	Fl(2)G6s	白					1						1	1	1	1							令和7年9月30日	
				知人礁灯標	1	Q(6)+LFL15s	黄						1					1	1	1	1						1	令和7年9月30日	
				厚岸港南防波堤灯台	1	Fl(2)R6s	赤				1							1	1		1					○		令和7年9月30日	
				霧多布港東防波堤灯台	1	FlG4s	白					1						1	1	1	1							令和7年9月30日	
				十勝港南防波堤灯台	1	FlG4s	白					1						1	1	1	2		1					令和7年9月30日	
				厚内港突堤灯台	1	FlG3s	白							1				1	1	1	1							令和7年9月30日	
				桂恋港南防波堤灯台	1	FlR3s	赤				1							1	1		1					○		令和7年9月30日	
				釧路白糠港南防波堤灯台	1	FFlR4s	赤				1							1	1		1					○		令和7年9月30日	
	函館(保)	北海道函館市海岸町24-4	函館(保)	室津島灯台	1	Fl5s	白									1		1	1		1					○	1	令和7年9月30日	
				松前灯台	1	Iso6s	白										1	1	1		1					○		令和7年9月30日	
	留萌(保)	北海道留萌市大町3-37-1	留萌(保)	焼尻島灯台	1	Fl(4)20s	白										1	1	1		1					○	1	令和7年9月30日	
二	青森(保)	青森県青森市青柳1-1-2	青森(保)	関根港第二西防波堤立標	1	FlR3s	赤				1							1	1	1	2		1				1	令和7年9月30日	
	釜石(保)	岩手県釜石市魚河岸1-2	釜石(保)	綾里埼灯台	1	Fl15s	白										1	1	1		1					○		令和7年9月30日	
				堀内港北防波堤灯台	1	Fl(2)R6s	赤				1							1	1	1	1							令和7年9月30日	
				大船渡港珊瑚島南灯台	1	Fl3s	白						1					1	1	1	1							令和7年9月30日	
				大船渡港珊瑚島北灯台	1	Fl4s	白						1					1	1	1	1							令和7年9月30日	
				両石湾中根灯標	1	Fl(2)5s	黒						1					1	1	1	1							令和7年9月30日	
				太田名部港南防波堤灯台	1	FlG3s	白					1						1	1	1	1							令和7年9月30日	
				閉伊埼灯台	1	Fl3s	白						1					1	1	1	1						1	令和7年9月30日	
				陸前椿島灯台	1	Fl6s	白						1					1	1	1	1							令和7年9月30日	
				陸中大島灯台	1	Fl3s	白						1					1	1	1	1							令和7年9月30日	
				広田港防波堤灯台	1	FlR4s	赤				1							1	1	1	1							令和7年9月30日	
				島ノ越港東防波堤灯台	1	FlG3s	白					1						1	1	1	1							令和7年9月30日	
				首埼灯台	1	Fl5s	白									1		1	1	1	1							令和7年9月30日	
	宮城(保)	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	宮城(保)	陸前大浜港南防波堤立標	1	FlR4s	赤				1							1	1	1	2		1				1	令和7年9月30日	
三	茨城(保)	茨城県ひたちなか市和田町3-4-16	茨城(保)	平潟港南防波堤灯台	1	Fl(2)G6s	白							1				1	1	1	1							令和7年9月30日	
				河原子港東防波堤灯台	1	FFlR5s	赤				1							1	1	1	1							令和7年9月30日	
				会瀬港防波堤灯台	1	IsoR4s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
				日立港南防波堤灯台	1	Fl(2)G7s	白					1						1	1		1					○		令和7年9月30日	
				日立港北防波堤灯台	1	FlR3s	赤				1							1	1	1	1						1	令和7年9月30日	
				常陸那珂港北防波堤灯台	1	FlG3s	白		1									1	1	1	1							令和7年9月30日	
				大津港南防波堤A灯台	1	FlR3s	赤				1							1	1	1	1							令和7年9月30日	
				川尻灯台	1	Iso6s	白										1	1	1	1	2	1						令和7年9月30日	
				那珂湊港外東防波堤灯台	1	FlR3s	赤				1							1	1	1	1							令和7年9月30日	
	横浜(保)	神奈川県横浜市中区新港1-2-1	横浜(保)	二見港東防波堤灯台	1	Fl(2)R6s	赤	1										1	1	1	1						1	令和7年9月30日	
	横須賀(保)	神奈川県横須賀市田浦港町無番地	横須賀(保)	小田原港新一号防波堤灯台	1	FlR4s	赤	1										1	1	1	1						1	令和7年9月30日	
	清水(保)	静岡県静岡市清水区日の出町9-1	清水(保)	静浦港馬込一号防波堤灯台	1	FlR4s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
				福田港西防波堤灯台	1	FlG3s	白					1						1	1	1	1						1	令和7年9月30日	
				伊豆内浦港三津四号防波堤灯台	1	FlR3s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
四	四日市(保)	三重県四日市市千歳町5-1	四日市(保)	津港伊倉津防波堤灯台	1	Oc(2)G6s	白							1				1	1		1					○	1	令和7年9月30日	
五	高知(保)	高知県高知市桟橋通5-4-55	高知(保)	土佐下田港初崎導流堤灯台	1	FlR3s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
				土佐清水港平碆防波堤灯台	1	IsoR4s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
				土佐清水港飛島防波堤灯台	1	FlG5s	白					1						1	1	1	1							令和7年9月30日	
				柏島港口灯台	1	IsoR4s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
				安芸港沖防波堤灯台	1	IsoR4s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
				安田港東防波堤灯台	1	FlR5s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
				吉川港東防波堤灯台	1	FlR3s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
				三津港北防波堤灯台	1	FlR6s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
				椎名港東防波堤灯台	1	IsoR6s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
				甲浦港葛島防波堤灯台	1	FlR5s	赤	1										1	1	1	1							令和7年9月30日	
				土佐沖ノ島港母島第三防波堤灯台	1	FlR3s	赤	1										1	1	1	1						1	令和7年9月30日	
				土佐烏帽子埼灯台	1	Fl3s	白						1					1	1	1	1							令和7年9月30日	
				奈半利港西防波堤灯台	1	FlG3s	白		1									1	1	1	1							令和7年9月30日	
				野根港沖防波堤北灯台	1	FlG3s	白		1									1	1	1	1							令和7年9月30日	
				鵜来島灯台	1	Iso8s	白						1					1	1	1	1							令和7年9月30日	
				あしずり港第三防波堤西灯台	1	FlR3s	赤				1							1	1	1	1							令和7年9月30日	
				窪津港沖防波堤灯台	1	FlG3s	白					1						1	1	1	1							令和7年9月30日	
				以布利港沖第三防波堤北灯台	1	Fl(2)G6s	白					1						1	1	1	1							令和7年9月30日	
				白ノ鼻灯台	1	Iso6s	白									1		1	1	1	1							令和7年9月30日	
				上川口港第五防波堤西灯台	1	Fl(2)R6s	赤							1				1	1	1	1							令和7年9月30日	
				佐賀港第二防波堤灯台	1	Fl(2)G6s	白								1			1	1	1	1							令和7年9月30日	

※(保):海上保安部交通課

別紙

納入内訳書

管区	納入場所 ※		標識管理事務所 ※	標識名	LED灯器																				完成図書(CD版)	納期	備考
					本体											付属品								灯ろう内設置			
					数量（式）	灯質	塗色	規格								取付具	ゴムパッキン	鳥よけ金物	ケーブルグランド	灯火監視ユニット	過充電防止装置	LED灯器用電源装置	GPS型同期点滅制御装置		数量（部）		
								Ⅱ型赤	Ⅱ型緑	Ⅱ型白	Ⅲ型赤	Ⅲ型緑	Ⅲ型白	Ⅴ型赤	Ⅴ型緑	Ⅴ型白	高光度										
				宿毛湾港池島第二防波堤東灯台	1	Fl G3s	白							1			1	1	1	1							令和7年9月30日	
六	水島(保)	岡山県倉敷市水島福崎町2-15	水島(保)	湛江港B防波堤灯台	1	Fl G3s	白					1					1	1	1	1		1			1	令和7年9月30日	
				櫃石港四号防波堤灯台	1	Fl R3s	赤				1						1	1	1	1		1				令和7年9月30日	
	宇和島(保)	愛媛県宇和島市住吉町3-1-3	宇和島(保)	宇和島港戎山防波堤灯台	1	Fl R5s	赤				1						1	1	1	1					1	令和7年9月30日	
				マブネ灯台	1	Iso 6s	白						1				1	1	1	1						令和7年9月30日	
				伊予深浦港荷谿鼻灯台	1	Oc(2)6s	白			1							1	1	1	1		1				令和7年9月30日	
				山下灯台	1	Oc R4s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				佐島灯台	1	Fl 3s	白									1	1	1	1	1						令和7年9月30日	
				伊予船越港船越防波堤灯台	1	Fl R3s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				渡ノ瀬灯標	1	Fl(2)5s	黒						1				1	1	1	1		1				令和7年9月30日	
				室ノ鼻灯台	1	Iso 6s	白						1				1	1	1	1						令和7年9月30日	
				岩松港鵜刺防波堤灯台	1	Iso G6s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				引出鼻灯台	1	Oc 4s	白						1				1	1	1	1						令和7年9月30日	
				八幡浜港長早防波堤南灯台	1	Oc G4s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
七	三池(保)	福岡県大牟田市新港町1	三池(保)	島原湯江港北防波堤A灯台	1	Fl(2)R6s	赤				1						1	1	1	1					1	令和7年9月30日	
				須川港灘防波堤C灯台	1	Fl R3s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				早津江川口灯標	1	Mo(C)R10s	赤	1									1	1	1	1						令和7年9月30日	
				深江港沖防波堤灯台	1	Fl R3s	赤	1									1	1	1	1						令和7年9月30日	
				野崎港一号防波堤灯台	1	Fl R5s	赤	1									1	1	1	2		1				令和7年9月30日	
				大三東港北防砂堤灯台	1	Fl R3s	赤	1									1	1	1	2		1				令和7年9月30日	
				三池港沖灯標	1	Fl(2)5s	白						1				1	1	1	2		1				令和7年9月30日	
				住ノ江港第一号灯標	1	Fl(2)G6s	緑					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				住ノ江港第二号灯標	1	Fl(2)R6s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				住ノ江港導灯	1	Fl 3s	白						1				1	1	1	2				1		令和7年9月30日	後灯
				島原港防波堤灯台	1	Fl(2)R6s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				道越港竹崎西側二号防波堤東灯台	1	Fl G3s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
八	舞鶴(保)	京都府舞鶴市字下福井901	舞鶴(保)	丹後竹野港防波堤灯台	1	Fl R3s	赤				1						1	1	1	1					1	令和7年9月30日	
				中浜港第二防波堤灯台	1	Fl(2)R6s	赤							1			1	1	1	1						令和7年9月30日	
				小橋港沖第二防波堤灯台	1	Fl G3s	白					1					1	1	1	2		1				令和7年9月30日	
				久美浜港西防波堤灯台	1	Fl R3s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				浜詰港夕日第三防波堤灯台	1	Fl(2)G6s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				浜詰港塩江防波堤灯台	1	Iso R4s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				新井港防波堤灯台	1	Fl R3s	赤				1						1	1	1	2		1				令和7年9月30日	
				香住港沖防波堤灯台	1	Fl(2)G6s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				香住港西防波堤灯台	1	Fl R3s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				香住港北防波堤灯台	1	Fl G3s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				香住港下浜防波堤灯台	1	Iso R4s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				三尾大島灯台	1	Fl 4s	白								1		1	1	1	1					1	令和7年9月30日	
				三尾港小三尾東防波堤灯台	1	FFl G5s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				浅茂川港東第二防波堤灯台	1	Fl G3s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				柴山港灯台	1	Fl 3s	白								1		1	1	1	1						令和7年9月30日	
				柴山港西防波堤灯台	1	Fl R5s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				柴山港東防波堤灯台	1	Fl G3s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				浜坂港沖防波堤灯台	1	Fl R3s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				浜坂港東外防波堤灯台	1	Oc G4s	白		1								1	1	1	1						令和7年9月30日	
				伊根港カンジャガハナ灯台	1	Fl R3s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				間人港灯台	1	FFl(2)G7s	白							1			1	1	1	1						令和7年9月30日	
				三本松鼻灯台	1	Fl G3s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				宮津黒埼灯台	1	Fl(2)6s	白								1		1	1		1					○	令和7年9月30日	
	境(保)	鳥取県境港市昭和町9-1	境(保)	網代港第二防波堤灯台	1	Fl(2)R6s	赤				1						1	1	1	1					1	令和7年9月30日	
九	新潟(保)	新潟県新潟市中央区竜が島1-5-4	新潟(保)	新潟港東区西防波堤灯台	1	Fl R3s	赤				1						1	1	1	1					1	令和7年9月30日	
				新潟港東区第二東防波堤灯台	1	Fl G3s	白		1								1	1	1	1						令和7年9月30日	
				新潟港西区第二西防波堤灯台	1	Fl R3s	赤							1			1	1	1	1						令和7年9月30日	
				能生港北防波堤灯台	1	Fl(2)R7s	赤	1									1	1	1	1						令和7年9月30日	
				出雲崎港防波堤灯台	1	Fl(2)R5s	赤	1									1	1	1	1						令和7年9月30日	
				間瀬港西防波堤灯台	1	Fl(2)R6s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				直江津港第三東防波堤灯台	1	Fl G4s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				柏崎港西防波堤灯台	1	Fl R3s	赤							1			1	1	1	1						令和7年9月30日	
				入桑港北防波堤灯台	1	Fl G4s	白		1								1	1	1	2		1				令和7年9月30日	
				真野湾消波堤灯台	1	FFl(2)G6s	白		1								1	1	1	1						令和7年9月30日	
				沢根港防波堤灯台	1	Fl G4s	白		1								1	1	1	1						令和7年9月30日	
				小木港内ノ洞防波堤灯台	1	Fl G4s	白		1								1	1	1	1					1	令和7年9月30日	
				江積港沖防波堤灯台	1	Fl R3s	赤	1									1	1	1	1						令和7年9月30日	
				高瀬港沖防波堤北灯台	1	Fl R3s	赤	1									1	1	1	1						令和7年9月30日	
				佐渡浦川港東防波堤灯台	1	Fl R4s	赤	1									1	1	1	2		1				令和7年9月30日	
				豊岡港北防波堤灯台	1	Fl R3s	赤	1									1	1	1	2		1				令和7年9月30日	

※(保):海上保安部交通課

別紙

納入内訳書

管区	納入場所 ※		標識管理事務所 ※	標識名	LED灯器																				完成図書(CD版)	納期	備考
					本体											付属品								灯ろう内設置			
					数量(一式)	灯質	塗色	規格								取付具	ゴムパッキン	鳥よけ金物	ケーブルグランド	灯火監視ユニット	過充電防止装置	LED灯器用電源装置	GPS型同期点滅制御装置		数量(部)		
								II型赤	II型緑	II型白	III型赤	III型緑	III型白	V型赤	V型緑	V型白	高光度											
				北狄港第二防波堤灯台	1	FlG3s	白		1								1	1	1	1						令和7年9月30日	
				稲鯨港西防波堤灯台	1	FlG3s	白		1								1	1	1	1						令和7年9月30日	
				両津港北防波堤灯台	1	FlR4s	赤							1			1	1		1					○	令和7年9月30日	
				両津漁港沖防波堤南灯台	1	Fl(2)R5s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				水津港第二沖防波堤南灯台	1	Fl(2)R5s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				佐渡二見港防波堤灯台	1	FlG3s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				入埼灯台	1	Oc(2)6s	白									1	1	1	1	2	1					令和7年9月30日	
				北浦港宮野浦東防波堤灯台	1	Fl(2)R8s	赤	1									1	1	1	1						令和7年9月30日	
				南浦港浦城防波堤灯台	1	FlR4s	赤	1									1	1	1	1						令和7年9月30日	
				南浦港安井南防波堤灯台	1	FlG3s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				島野浦港墓ケ谷外防波堤灯台	1	FlR3s	赤	1									1	1	1	1						令和7年9月30日	
				島野浦港北外防波堤灯台	1	FlG3s	白		1								1	1	1	1						令和7年9月30日	
				大堂津港沖防波堤南灯台	1	FlR3s	赤	1									1	1	1	1						令和7年9月30日	
				大堂津港西防砂堤灯台	1	FlG3s	白		1								1	1	1	1						令和7年9月30日	
				門川港浅海防波堤西灯台	1	Fl(2)R6s	赤	1									1	1	1	1						令和7年9月30日	
十	宮崎(保)	宮崎県日南市油津4-12-1	宮崎(保)	土々呂港防波堤灯台	1	FlR3s	赤	1									1	1	1	2		1			1	令和7年9月30日	
				目井津港北沖防波堤灯台	1	Fl(2)R6s	赤	1									1	1	1	2		1				令和7年9月30日	
				目井津港南沖防波堤灯台	1	Fl(2)G6s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				日向野島港防波堤灯台	1	FlG3s	白		1								1	1	1	1						令和7年9月30日	
				イクイ磯灯台	1	FlR3s	白				1						1	1	1	2		1				令和7年9月30日	
				細島港余島防波堤灯台	1	FlG4s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				日向福島港南防波堤灯台	1	IsoR6s	赤				1						1	1	1	1						令和7年9月30日	
				日向野瀬灯標	1	Mo(A)G8s	白					1					1	1	1	1						令和7年9月30日	
				美々津港灯台	1	Fl4s	白									1	1	1		1					○	令和7年9月30日	
				油津港東防波堤灯台	1	FlR4s	赤							1			1	1	1	1						令和7年9月30日	
				平良港荷川取沖防波堤灯台	1	Fl(2)G7s	白		1								1	1	1	1		1				令和7年9月30日	
				平良港下崎北防波堤灯台	1	FlG3s	白					1					1	1	1	1		1				令和7年9月30日	
				平良港西防波堤北灯台	1	FlR4s	赤				1						1	1	1	1		1				令和7年9月30日	
				平良港北防波堤灯台	1	FlG3s	緑					1					1	1	1	1		1				令和7年9月30日	
十一	宮古島(保)	沖縄県宮古島市平良字西里7-21	宮古島(保)	フデ岩灯台	1	Fl3s	白						1				1	1	1	1		1			1	令和7年9月30日	
				池間港第二防波堤灯台	1	FlR3s	赤				1						1	1	1	1		1				令和7年9月30日	
				佐良浜港第一防波堤南灯台	1	Fl(2)R6s	赤				1						1	1	1	1		1				令和7年9月30日	
				宮古水納島灯台	1	Fl4s	白									1	1	1	1	1						令和7年9月30日	
本庁	交通部整備課	東京都千代田区霞が関2-1-3																							1	令和7年9月30日	
一	交通部整備課	北海道小樽市港町5-2																							1	令和7年9月30日	
二	交通部整備課	宮城県塩釜市貞山通3-4-1																							1	令和7年9月30日	
三	交通部整備課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57																							1	令和7年9月30日	
四	交通部整備課	愛知県名古屋市港区入船2-3-12																							1	令和7年9月30日	
五	交通部整備課	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1																							1	令和7年9月30日	
六	交通部整備課	広島県広島市南区宇品海岸3-10-17																							1	令和7年9月30日	
七	交通部整備課	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10																							1	令和7年9月30日	
八	交通部整備課	京都府舞鶴市字下福井901																							1	令和7年9月30日	
九	交通部整備課	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1																							1	令和7年9月30日	
十	交通部整備課	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1																							1	令和7年9月30日	
十一	交通整備課	沖縄県那覇市港町2-11-1																							1	令和7年9月30日	
				計	165			32	16	1	42	32	16	6	6	8	6	165	165	152	183	2	26	0	1	32		

※(保):海上保安部交通課

交 整 仕 Ｌ － １
平成１５年　４月制定
令和　５年　９月改定

ＬＥＤ灯器　買入仕様書

海上保安庁

1　概説

1.1　用途

本灯器は、複数のLEDとレンズ等の組み合わせにより、規定の色度、周期（以下「灯質」という。）及び光度で点滅するもので、灯台などの光源として使用する航路標識用灯器である。

1.2　仕様書等

(1) 関連仕様書

航路標識等機器共通仕様書（交整仕G-7）

GPS型同期点滅制御装置仕様書（交整仕L-6）

LED灯器用電源装置仕様書（交整仕S-241）

(2) 公の規格

日本産業規格（JIS）

電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

日本電機工業会規格（JEM）

日本国内電気関係法令

2　品名

LED灯器

3　構成

本体

付属品

4　定格

4.1　定格電圧

(1) DC+12V（マイナス接地）　・・・Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅴ型

(2) DC+24V（マイナス接地）　・・・高光度

4.2　光学的特性

光学的特性は、表1の値のとおりとする。

垂直発散角度は、水平光度の最高光度に対し光度が1/10となる2点間の角度である。

表 1

型　　式	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅴ型	高光度
水平最低光度 【屋外用】	50cd以上	154cd以上	775cd以上	7,400cd以上
水平最低光度 【灯ろう内用】	55cd以上	172cd以上	860cd以上	8,200cd以上
垂直発散角度	5度以上	5度以上	5度以上	5度以上

4.3　発光色

発光色は、JIS Z 8781-3付属書付図JA.2- XYZ表色系における色度図において、表2の座標値の範囲内であること。

表 2

色　名	色　度 座　標	座　標　値				
赤	x	0.710	0.690	0.660	0.680	
	y	0.290	0.290	0.320	0.320	
緑	x	0.009	0.284	0.207	0.013	
	y	0.720	0.520	0.397	0.494	
白	x	0.440	0.285	0.285	0.453	0.453
	y	0.382	0.264	0.332	0.440	0.382
黄	x	0.5865	0.581	0.555	0.560	
	y	0.413	0.411	0.435	0.440	

5　各部の構成

5.1　本体（規格等は、納入内訳書にて指示する。）

本体は、以下の構成及び性能を有するものとする。

(1) 複数の LED とレンズ等を組み合わせた光学系ユニット及び昼夜を自動的に検出して夜間は規定の灯質及び光度で点滅し、昼間は消灯する機能を有した制御装置並びにこれらを収納するフード及び筐体等により構成されるものとする。

(2) レンズ等が防水機能を兼ねる場合は、フードを省略できるものとし、仕様書中で規定するフードに関する仕様はレンズ等に適用するものとする。

(3) LED 灯器Ⅱ型及びⅢ型は同一構造とし、PWM 調光機能により光度を個別に設定できるものとする。

(4) 屋外用、灯ろう内用の灯器は同一構造とし、PWM 調光機能により光度の変更が出来るものとする。

(5) JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級」による IPX7 以上のものとする。

5.2 付属品（規格及び有無は、納入内訳書にて指示する。）

(1) 取付具

型式毎の内訳は、次のとおりとする。

Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅴ型、高光度

SUS304 M16×80 ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾜｯｼｬｰ、ﾜｯｼｬｰ、ﾅｯﾄ 4 組

(2) ゴムパッキン

灯器と灯器台の間に使用するもので、合成ゴム、厚さ 3 ㎜とする。

(3) 鳥よけ金物

灯器頂部に取り付ける着脱可能なもので、材質は SUS304 とする。

(4) ケーブルグランド

2PNCT 2sq 2C(電源ケーブル)に適したものが付属すること。

また、付属品等に応じ、以下のケーブルに対応するものを付属させること。(有無は内訳書により指示する)

太陽電池ケーブル　　：VVR3.5sq-2C(過充電防止装置が付属する場合)

灯火監視用信号ケーブル：HC-5B2(電流検出ユニット又は灯火監視ユニットが付属する場合)

同期点滅装置用ケーブル：MVV－S1.25sq-4c(別途指示した場合)

(5) 電流検出ユニット

LED に流れる電流に比例した電圧を検出し、点灯時約 DC2.5V 又は 3.3V（開放電圧）の信号を外部監視装置へ出力する機能を有するものとする。

(6) 灯火監視ユニット

灯火の状態に応じ、正常点灯、消灯、灯質異常の無電圧接点信号を外部監視装置へ出力する機能を有するものとする。

(7) 過充電防止装置

太陽電池により発電された電力を蓄電池に充電する際、満充電を検知すると充電を停止する機能を有し、周囲温度-20℃～55℃で動作するものとする。

なお、納品時の動作電圧の設定値は、環境温度 25℃において 15.1V であること。

(8) GPS 型同期点滅制御装置

GPS 衛星電波を利用することにより、複数の LED 灯器を同期点滅動作が行える機能を有するものとする。（交整仕 L-6）

(9) LED 灯器用電源装置

LED 灯器に電源を供給するとともに、蓄電池を浮動充電し、商用電源が停電の場合には、蓄電池により LED 灯器に電源を供給するものとする。（交整仕 S-241）

6 各部の構造

6.1 一般事項

光学部等及び筐体はヒンジ構造により開閉できるものとし、締め付け部のボルト等には脱落防止措置を施すこと。

6.2 光学系ユニット

光学系ユニットに使用される LED 素子は、リードタイプ（砲弾型）又は表面実装タイプ（チップ型）とし、輝度及び寿命を十分に考慮した上で、順電流で制御し、静電気及びサージ対策を施したものとする。

6.3 制御装置

制御装置は点消灯の制御及び別途提示する灯質の作成など次の機能を有すること。

(1) 灯質を連成不動光とする場合、不動光部は PWM(Pulse Width Modulation)方式により発光すること。

なお、連成比はスイッチ等により 1/10、1/15、1/20 の切り替えができるものとし、納品時は 1/15 に設定すること。

(2) 外部の昼夜間の状態を検出し、自然光の照度変化に対して確実に動作すること。

なお、照度センサーは容易に交換可能であること。

(3) スイッチ等により任意の灯質が容易に設定できること。

(4) 外来電波（ノイズ）等の影響によりマイクロコンピュータが暴走し、消灯又は不動点灯の状態となった時に自動リセットする機能を有すること。

(5) GPS 型同期点滅制御装置（交整仕 L-6 で規定される装置）との接続が端子台にて行えること。

6.4 フード

次の構造であること。

(1) 材質は、無色透明のメタクリル樹脂製で、耐候性に優れたものであること。

(2) 耐波浪性を有し、 厚さは 10 ㎜以上又は同等の強度を有するものであること。

(3) 頂部に着脱可能な鳥よけ金物を取り付けできる構造であること。

(4) 太陽光の紫外線に対して変形、変色、劣化せず、かつ外気温度の変化による伸縮、膨張し

ない構造であること。また、海上使用環境に応じた波浪に耐える水密性の高いものであること。

なお、光学系ユニットのレンズ等がフードを兼ねる場合は上記の構造を準用する。

6.5　筐体

筐体は、次の構造であること。

(1) 材質はアルミニウム鋳物(AC7A-F)製の厚さ 10mm 以上又は同等の性能を有するものとし、耐候性に優れること。また、持ち運びしやすい構造であること。

(2) 内部には電源入力、太陽電池モジュール、同期入力信号が接続できる端子を設けること。また、過充電防止装置、灯火監視ユニット又は電流検出ユニットを内蔵できる構造であること。

(3) 側面には照度センサー用窓を有すること。

(4) 底部中央に、ケーブルグランドを設けるための機構を 2 個有することとし、納入時に使用しない場合は盲栓とすること。

(5) 防湿対策のため灯器内部(光学系ユニット)には防湿剤を収納し、振動等により脱落しないように取り付けること。

(6) 堅牢な構造で、海上使用環境に応じた波浪に耐える水密性の高いものであること。

(7) 筐体下部に接地用端子（M5 ネジ、バネ座金、平座金）を設けること。

6.6　寸法及び質量

灯器本体の寸法及び質量は、表 3 の値のとおりとする。

表 3

型　　式	Ⅱ型、Ⅲ型	Ⅴ型	高光度
本体頂部までの高さ	筐体下部より 380 mm以下	筐体下部より 450 mm以下	筐体下部より 450 mm以下
灯火中心までの高さ	筐体下部より 277±5 mm	筐体下部より 287±5 mm	筐体下部より 288±5 mm
灯器取付穴	φ18 mm×4 P.C.D. 246 mm	φ18 mm×4 P.C.D. 246 mm	φ18 mm×4 P.C.D. 246 mm
筐体ベース幅	φ310 mm以下	φ310 mm以下	φ310 mm以下
質量	30 kg以下	45 kg以下	45 kg以下

6.7　塗装

灯器本体の金属部分には、防錆塗料を塗布のうえでウレタン塗装を行うこととし、膜厚は、使用する塗料メーカー標準仕様によること。

なお、各色のマンセル表色系は表 4 の参考値のとおりとし、塗色は納入内訳書にて指示する。

表 4

色　名	マンセル値
赤	7.5R 4/14
緑	5G4/8
白	N9.5
黒	N1.0
黄	2.5Y8/14

7　電気的条件等

7.1　温湿度範囲

本灯器は、周囲温度-20℃～55℃及び相対湿度 0～90%以下の範囲において本仕様書を満足し、安定に動作すること。

7.2　消費電力

各型式における消費電力は、表５の値のとおりとする。

表 5

型　式	Ⅱ型				Ⅲ型			Ⅴ型				高光度
灯　色	赤	緑	白	黄	赤	緑	白･黄	赤	緑	白	黄	白
屋外用	2W 以下			3W 以下	4W 以下	5W 以下	4W 以下	14W 以下	20W 以下	14W 以下	18W 以下	60W 以下
灯ろう内用	3W 以下			4W 以下	5W 以下	6W 以下	5W 以下	20W 以下	26W 以下	20W 以下	24W 以下	65W 以下

7.3　絶縁抵抗

電源入力端子と筐体間を DC500V 絶縁抵抗計で測定し、10MΩ 以上であること。

7.4　絶縁耐電圧

電源入力端子と筐体間に DC500V を１分間印加し、装置全体に異常がないこと。

7.5　昼夜検出動作

納品時の設定照度は、100±10[lx]とする。

7.6　EMC（電磁両立性）試験

イミュニティ試験は、JIS C 61000-4-3「放射無線周波電磁界イミュニティ試験」のレベル３に規定する試験及び JIS C 61000-4-6「無線周波電磁界によって誘導された伝導妨害に対するイミュニティ」のレベル２に規定する試験を実施し、点消灯、その他の動作機能に異常がないこと。

エミッション試験は、VCCI「情報処理装置等電波障害自主規制協議会」に準拠した試験とし、クラスＡに規定する試験を実施し、点消灯、その他の動作機能に異常がないこと。ただし、CPU を搭載した機器に限る。

なお、メーカーによる仕様等型式の変更がない場合でかつ、同一性等の確認により初回を除き省略できるものとする。

8　検査

航路標識等機器共通仕様書（交整仕 G-7）による。

なお、社内検査成績書については、完成検査の３日前までに提出することとし、検査項目は、当庁職員の指示する事項により行う。

別紙様式４

契約番号	

仕様確認申請書

年　　月　　日

海上保安庁　交通部　整備課長　経由
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　　殿

（競争参加者の）
住　　所

商号又は名称

代表者名

貴庁が公示した入札公告「　LED灯器（Ⅱ型赤）32式ほか10点買入　」について、カタログ等物品の仕様確認に必要な資料を添えて申請します。

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は２以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

別　紙

件　名　LED灯器（Ⅱ型赤）32式ほか10点買入

	品　　目	規　格　等	数量	※合否の判定	備　　考
1				合・否	
2				合・否	
3				合・否	
4				合・否	
5				合・否	
6				合・否	
7				合・否	
8				合・否	
9				合・否	
10				合・否	
11				合・否	
12				合・否	
13				合・否	
14				合・否	
15				合・否	

※欄は、海上保安庁で使用するので記入しないで下さい。

最終判定
※
合　・　否